

原議保存期間	1年(令和8年3月31日まで)
--------	-----------------

佐 本 交 企 発 第 9 5 号
令 和 6 年 5 月 1 日

交通 部 内 各 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

有 効	令和8年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

型式認定を受けた駆動補助機付自転車の普及と利用の促進について（通達）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第39条の3の規定により、人の力を補うため原動機を用いる自転車（以下「駆動補助機付自転車」という。）の製作又は販売を業とする者（以下「製作事業者等」という。）は、その製作し、又は販売する駆動補助機付自転車の型式について国家公安委員会の認定（以下「型式認定」という。）を受けることができることとされている。また、一見して型式認定を受けたものかどうかを明瞭に識別できるようにすることにより基準に適合した製品の普及と利用の促進を図るため、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）第14条の規定により、型式認定を受けた製作事業者等は、型式認定に係る駆動補助機付自転車に標章（TSマーク）等を表示することができることとされている。

近年、モビリティに係る開発技術の進歩等を背景として、ペダル付き原動機付自転車（自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定するものをいう。）又は一般原動機付自転車（同項第10号に規定する原動機付自転車のうち、同号イに該当するものをいう。）であって、原動機に加えてペダルを備え、原動機を作動させずペダルを用いて走行させることができるものをいう。）の普及が進んでおり、ペダル付き原動機付自転車にはアシスト比率の基準（府令第1条の3第1号ロ及びハに規定する基準をいう。）を満たさないものも存在していることから、駆動補助機付自転車を購入し、又は利用しようとする者に対しては、標章（TSマーク）が表示されているなど自転車の交通ルールが適用される車両の使用を奨励することにより、これらの者が誤ってペダル付き原動機付自転車を利用して交通事故を起こし、又は交通違反をすることがないようにするための取組を進める必要がある。

この度、型式認定を受けた駆動補助機付自転車の一層の利用促進を図るため、型式認定制度の概要及び型式認定を受けた駆動補助機付自転車の一覧を県警ウェブサイト上に掲載したので、活用されたい。

また、販売事業者等に対しても、駆動補助機付自転車を購入し、又は利用しようとする者の求めに応じて、認定品の販売に努めるよう働き掛けを実施されたい。

非認定品の販売事業者を把握した際は、交通企画課まで報告すること。